

## [事案 24-20] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 9 月 26 日 裁定終了

### <事案の概要>

元本保証の保険と信じて変額個人年金保険に加入したが、実際には元本保証ではなかったとして、契約の取消しを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 2 月、銀行を窓口として変額個人年金保険に加入したが、下記の理由により、契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい（請求 1）。もしくは、年金受取期間を 5 年間（年金受取総額保証）にしてほしい（請求 2）。

- (1) 募集人（銀行員）からは、元金保証、リスク無しとの説明を受けた。
- (2) 募集人からは、「5 年間据え置けば、元金を一括で受け取っても、年金で受け取っても、元本は保証される」との説明を受けたが、「15 年の年金受取り総額保証により元本が保証される」との説明は受けていない。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 本契約の申し込みは、申立人自身が銀行支店に来店し、「何かいいものある？」と申し出たことがきっかけとなっており、募集人による強引な勧誘等は見受けられない。
- (2) 申立人は定期預金の金利の低さに不満をもってしたこと、投資信託や保険商品を複数提案した上で、本保険商品を選択したことから、申立人の加入意思を十分に確認することができる。
- (3) 募集人は、本契約の募集において、口頭による説明はもとより、申立人に必須交付書面（募集資料）をもれなく提示・交付して内容説明を行っている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、請求 2 はその法的根拠を見出すことができないとし、請求 1 についてのみ検討した。請求 1 では、申立人が、要素の錯誤による無効（民法第 95 条本文）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり、申立人の主張するような錯誤の存在を認めることはできないことから、申立内容を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) ご契約に際しての重要事項の「1. この保険の特徴」には、据置期間が 5 年の場合には年金受取期間が 15 年となるイメージ図が掲載されており、申込書において、申立人は、積立期間を 5 年、年金支払期間を「20 年ー積立期間」とする保証金額付特別勘定年金特約を選択している。また、そこには、本契約の運用は特別勘定で行われ、この運用実績によって積立金額、死亡給付金額及び年金額などが変動すること、据置期間と年金受取期間の合計が 20 年間となることが明記されている。

- (2) 「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」には、投資リスクはすべて契約者に帰属することが明記されている。
- (3) 事情聴取において申立人が募集時に見たことを自認している商品パンフレットには、受取総額保証金額についての説明が記載されており、その中で、年金受取総額 100%最低保証には、据置期間と年金受取期間の合計期間が 20 年間である必要があること、積立金額を一括で受け取る場合にはこの金額は保証されていないことが明記されている。
- (4) 募集人は、申立人に対し、60 分から 90 分かけて説明している。
- (5) 申立人は、事情聴取において、本件商品が生命保険であると分からなかった、定期預金くらいのつもりで契約してしまったと述べるが、商品パンフレットを含む募集資料を見れば、本件商品が生命保険であることは、明らかであり、そのまま信用することはできない。